こども家庭部子育て支援課

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に係る予算流用について

1 目的

新型コロナ対策で政府の緊急対策として、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の2回目の支給が決定し、給付金を早急に支給するため、関連する事務の執行を予算流用で対応するもの。

2 背景

国は令和2年度予算の予備費を活用し、ひとり親家庭臨時特別給付金の1回目の基本給付受給者に対し、原則昨年12月中に給付金の再支給を行うことを決定。

3 事業内容

- (1) 支給対象者
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手 当の対象となる水準に下がった者
- (2) 支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

4 事業費(流用等) 373,833 千円(財源:国 母子家庭対策等総合支援事業費補助金 10/10) (1) 流用

	事業	節	細節	金額 (千円)	
流用元	児童扶養手当支給 事業	19 扶助費	01 扶助費	△ 533	
流用先	児童扶養手当支給 事業	10 需用費	01 消耗品	20	A
		11 役務費	03 郵便料	504	В
	子育て支援運営経費	13 使用料及び 賃借料	11 その他使用	9	С

(2) 基礎内容変更

	事業	内 容	金額 (千円)	
基礎内容	児童扶養手当支給	児童扶養手当支給に対する	∆373, 300	
変更	事業	扶助費		
	児童扶養手当支給 事業	臨時特別給付金に対する扶助費	373, 300	D

(3) 全体額

(A) 20 千円+ (B) 504 千円+ (C) 9 千円+ (D) 373,300 千円=373,833 千円

5 その他事業費

事業	内 容	金額 (千円)
児童扶養手当支給	臨時特別給付金の振込手数料	660
事業	児童福祉システムの改修費用	5, 915
	計	6, 575

6 スケジュール

時 期	対 象 者	
12月7日~12月16日	支給対象者抽出	
12月17日~12月22日	案内発送準備	
12月23日	給付金案内通知発送	
12月28日	給付金支払(12月23日までに1回目の給付金を支払った	
	世帯)	